

神川町みんなで支え合いサービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する、元気な高齢者等のボランティアが援助の必要な高齢者等を支えることにより、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる「神川町みんなで支え合いサービス事業」（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本事業は、会員制で行うものとし、会員の種類は次のとおりとする。

(1) 利用会員

神川町内に在住する下記の者

- ・ひとり暮らし高齢者
- ・高齢者世帯
- ・その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(2) 協力会員

事業の目的を理解し、利用者に対し誠意を持ってサービスを行える者

(会員資格の取得)

第3条 利用会員になろうとする者は、会長に利用会員登録申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 協力会員になろうとする者は、会長に協力会員登録申込書（様式第2号）を提出するものとする。

3 会長は、協力会員に本事業協力会員証（様式第3号）を交付するものとする。

(会員資格の喪失)

第4条 利用会員は、次の各号にいずれかに該当したときは、当該会員資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 神川町外に転出したとき

(3) 会長に対し、退会申出書（様式第4号）が提出されたとき

(4) その他、会長が利用会員として不適当と認めたとき

2 協力会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 会長に対し、退会申出書（様式第4号）が提出されたとき

(3) その他、会長が不適当と認めたとき

(変更と届出)

第5条 会員は、会員登録申込書の内容に変更があったときは、速やかに会長に登録内容変更届出書（様式第5号）を提出するものとする。

（サービス内容）

第6条 本事業で提供するサービスの内容は、次の各号のいずれかに該当する専門的技術を要しない軽易な作業で、概ね1時間以内で終了するものとする。

- （1） 調理
- （2） 衣類の洗濯、布団干し
- （3） 部屋の掃除、整理整頓
- （4） 電球・蛍光灯の交換
- （5） 草むしりや庭木剪定等の庭の手入れ
- （6） 生活必需品等の買い物
- （7） 外出（散歩、通院、イベント等）の付添
- （8） 日常生活上の手続き等の援助
- （9） 話し相手や見守り
- （10） その他、会長が必要と認めたもの

2 前項に規定するサービスは、必要かつ可能な範囲で行うものとする。

3 サービスの実施区域は、原則として神川町内とする。

4 サービスの提供は、平日の午前9時から午後5時までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から1月3日までの間はこれを除く。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

5 サービスの受付は、平日の午前9時から午後4時までとする。

（サービスの利用）

第7条 サービスを受けようとする利用会員は、あらかじめ神川町商工会商品券・神川町みんなで支え合いサービス事業利用券（以下「商品券」という。）を神川町商工会又は本会より購入し、前条第5項の時間内に本会に申し出るものとする。

（サービスの提供）

第8条 本会が前条の規定による申し出を受けたときは、会長はその者の事情を考慮した上で、速やかにサービス提供の可否と、実施する協力会員を決定しなければならない。

（サービス提供の中止）

第9条 会長は、サービスの提供を受けている利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該サービスの提供を中止するものとする。

- （1） 利用会員からサービスの提供を必要としない旨の申し出があったとき
- （2） 第4条の規定により会員資格を喪失したとき
- （3） その他、サービスの提供をすることが不適当と認めるとき

(費用の負担)

第10条 サービスの提供を受けた利用会員は、サービス終了後、1時間当たり1枚の商品券を協力会員に手渡さなければならない。

(必要経費の負担)

第11条 サービスの提供を受ける利用会員は、材料費、協力会員の活動に伴う交通費等の必要経費が生じたときは、その実費を負担するものとする。

(協力会員の活動)

第12条 協力会員は、本会よりサービス提供依頼があった場合、可能な限り利用会員宅においてサービスの提供に努めるものとする。

2 活動終了後、協力会員は本事業活動報告書(様式第6号)に所定事項を記入し、本会に提出するものとする。

(協力会員の義務)

第13条 協力会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 会員として知り得た会員及びその家族に関する秘密の保持に努めなければならないこと
- (2) サービスの提供に当たっては、協力会員証を携帯すること
- (3) 会員に対し、物品のあっせん、販売、勧誘等の行為をしないこと
- (4) 会員に対し、宗教団体の活動及び政党の宣伝活動の行為をしないこと
- (5) その他、事業の支障となるような行為をしないこと

(保険への加入)

第14条 会長は、本事業活動中の事故等に備えて保険に加入するものとし、本会はその範囲内のみ賠償責任を負うものとする。

(帳簿の備え付け)

第15条 会長は、事業の執行に当たって必要な帳簿等を備え付け、常に整備しておくものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

神川町みんなで支え合いサービス事業利用会員登録申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人神川町社会福祉協議会長 様

申込者氏名： _____ ㊞

神川町みんなで支え合いサービス事業の利用会員として登録したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 連絡先等

住 所 _____ 神川町大字

氏 名 _____ (男・女)

電話番号 _____

生年月日 _____ 年 月 日生まれ (満 歳)

2 サービスを必要とする理由

3 主に受けたいサービスの内容

4 その他

様式第2号（第3条関係）

会 員 番 号	
登録年月日	年 月 日
退会年月日	年 月 日

神川町みんなで支え合いサービス事業協力会員登録申込書

年 月 日

社会福祉法人神川町社会福祉協議会長 様

神川町みんなで支え合いサービス事業の協力会員として登録したいので、下記のとおり申し込みます。

氏 名	㊞	生年月日	年 月 日 (満 歳)
住 所	神川町大字 電話番号		
緊急連絡先	(続柄) 電話番号		
特技・資格等			

協 力 可 能 な 時 間 帯						
	月	火	水	木	金	備 考
午 前						
午 後						

協力可能なサービス（○で囲んでください）	
1 調理	8 日常生活上の手続き等の援助
2 衣類の洗濯、布団干し	9 話し相手や見守り
3 部屋の掃除、整理整頓	10 その他可能なサービス
4 電球・蛍光灯の交換	〔
5 草むしりや庭木剪定等の庭の手入れ	
6 生活必需品等の買い物	
7 外出（散歩、通院、イベント等）の付添	

様式第3号（第3条関係）

神川町みんなで支え合いサービス事業協力会員証

（表）

協 力 会 員 証 <u>No. _____</u>	
写 真	氏 名
	上記の者は、神川町みんなで支え合いサービス事業協力会員であることを証明する。
	社会福祉法人神川町社会福祉協議会 会 長
〒367-0246 埼玉県児玉郡神川町大字関口 90 番地	
年 月 日発行 電話 0495-74-1188	印

（裏）

注 意 事 項
① この協力会員証は、身分証明にもなるので、紛失しないように保管すること。
② サービス提供時には必ず携帯して、訪問時に利用会員に提示すること。
③ 他人に貸与しないこと。
④ 退会したときは、速やかに社会福祉法人神川町社会福祉協議会へ返納すること。

様式第 4 号（第 4 条関係）

神川町みんなで支え合いサービス事業退会申出書

年 月 日

社会福祉法人神川町社会福祉協議会長 様

（申出者）

氏 名： _____ ㊞

神川町みんなで支え合いサービス事業を退会したいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 会員種別 利用会員 ・ 協力会員

2 性 別 男 ・ 女

3 住 所

4 電話番号

様式第 5 号（第 5 条関係）

神川町みんなで支え合いサービス事業登録内容変更届出書

年 月 日

社会福祉法人神川町社会福祉協議会長 様

（会 員）

氏 名： _____ ㊞

神川町みんなで支え合いサービス事業に登録した内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 前	変 更 後

様式第6号（第12条関係）

神川町みんなで支え合いサービス事業活動報告書

社会福祉法人神川町社会福祉協議会長 様

(協力会員)

氏 名：

【 年 月分】

[illegible]